

中野市・山ノ内町地域公共交通対策協議会規約（案）

（目的）

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条に規定する地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成に関する協議及び交通計画の実施に係る連絡調整を行うため並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域ごとの需要に応じ、住民の生活に必要な旅客輸送を実現するため、中野市・山ノ内町地域公共交通対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（事務所）

第2条 協議会は、事務所を中野市三好町一丁目3番19号中野市役所内に置く。

（事業）

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (5) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (6) 地域循環バス等、地域の実情に即した輸送サービスに関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要なこと。

（組織）

第4条 協議会の委員は次に掲げる者とする。

- (1) 中野市
- (2) 山ノ内町
- (3) 交通事業者
- (4) 北陸信越運輸局長野運輸支局
- (5) 北信地域振興局
- (6) 北信建設事務所
- (7) 公安委員会
- (8) 地域公共交通の利用者
- (9) 学識経験者
- (10) 信州中野商工会議所
- (11) 山ノ内町商工会
- (12) 中野市社会福祉協議会
- (13) 山ノ内町社会福祉協議会
- (14) 中高安全協会
- (15) 山ノ内町観光連盟
- (16) 長野電鉄労働組合
- (17) 公募委員 3名以内

(18) 会長が必要と認めた者

(届出)

第5条 委員は、その氏名等に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。

(任期)

第6条 委員の任期は2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(役員の数及び選任)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 会長は、中野市副市長をもって充てる。

3 副会長は、山ノ内町副町長をもって充てる。

4 監事は、委員の中から互選により選出する。

(役員の職務)

第8条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
- (2) 前号において不整な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

第10条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員解任)

第11条 協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合において、協議会は、その総会の開催の日の10日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(報酬)

第12条 委員の報酬は、中野市特別職の職員の給与に関する条例に準拠し、支給する。

(総会)

第13条 協議会の総会は、会長が招集し、議長となる。

- 2 総会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 総会の議決方法は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において議長は、議決に加わる権利を有しない。
- 4 総会は、必要があると認められるときは、委員以外の者を総会に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 5 総会は、原則として公開とする。ただし、議長は、総会を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、総会に諮り、公開としないことができる。
- 6 やむを得ない理由により総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

(総会の権能)

第14条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) 諸規定の制定及び改廃に関すること。
- (4) 規約第3条各号に関すること。
- (5) その他協議会の運営に関する重要な事項

(書面決議)

第15条 前条の規定にかかわらず、総会において協議が整った事項についての軽微な事項の変更に関する取扱い、並びに、至急の決議が必要で総会を開催する暇のない場合については、会長は、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し又は賛否を求めて、総会の決議に代えることができる。

- 2 前項の規定による決議については、前条第3項の規定に準じる。

(協議結果の尊重義務)

第16条 総会で協議が整った事項については、協議会の構成団体等はその協議結果を尊重しなければならない。

(議事録)

第17条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。
 - (1) 開催日時及び開催場所
 - (2) 委員の出席者数
 - (3) 議案
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 3 議事録は、議長及び当該総会に出席した委員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。
- 4 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかななければならない。
- 5 作成した議事録は、その写しを、当該協議会を開催した日の属する年度の翌年度の末日まで事務局にて閲覧に供さなければならない。

(幹事会)

第18条 協議会に提案する事項について、協議又は調整を行うため幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会は、委員の中から会長が指名する者をもって構成する。
- 3 幹事長は、幹事の互選により選出する。
- 4 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。

(幹事会の権能)

第19条 次の各号に掲げる事項は、必要に応じ幹事会において協議する。

- (1) 総会に付議すべき事項に関する事。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事。
- (3) その他幹事会において必要と認めた事項に関する事。

(事務局)

第20条 総会の決定に基づき協議会の業務を執行するため、中野市総務部政策情報課内に置く。

- 2 協議会は業務の適正な執行のため事務局長を置く。
- 3 事務局長は、中野市総務部情報政策課長をもって充て、副事務局長は山ノ内町総務課長をもって充てる。
- 4 事務局長は、業務を総括して会務を処理する。

(分科会)

第21条 第3条各号に掲げる事業について中野市及び山ノ内町それぞれの地域の実情を把握するため分科会を設置することができる。

- 2 分科会は関係する地域の委員をもって構成する。
- 3 分科会は必要に応じ正副事務局長が招集し、統括する。
- 4 分科会は、必要があると認められるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(書類及び帳簿の備付け)

第22条 協議会は、第2条の事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 協議会規約及び前条各号に掲げる規程
- (2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (4) その他前条各号に掲げる規程に基づく書類及び帳簿

(事業年度)

第23条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

第24条 協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 中野市からの負担金
- (2) 山ノ内町からの負担金
- (3) 国及び県からの補助金
- (4) その他の収入

(資金の取扱い)

第25条 協議会の資金の取扱方法は、会計処理規程で定める。

(事務経費支弁の方法等)

第26条 協議会の事務に要する経費は、中野市及び山ノ内町からの負担金並びに国からの補助金、その他の収入をもって充てる。

(事業計画等)

第27条 協議会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、事業開始前に総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第28条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の7日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 財産目録

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第2条の事務所に備え付けておかななければならない。

(協議会が解散した場合の措置)

第29条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(規約の変更)

第30条 この規約を変更する場合には、協議会の承認を経るものとする。

(細則)

第31条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、令和4年 月 日から施行する。